

関西広域産業ビジョン改訂委員会設置要綱

(目的)

第1条 関西広域連合の分野別広域計画である「関西広域産業ビジョン～新たなる飛躍に向けた挑戦～」(以下、「ビジョン」という。)の見直しを行うため、有識者等で構成する「関西広域産業ビジョン改訂委員会」(以下、「委員会」という。)を広域産業振興局内に設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) ビジョンの改訂に向けた検討に関すること。
- (2) その他ビジョンの改訂にあたって必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、関西広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体
- (3) 前各号に掲げる者のほか、関西広域連合長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月1日から令和6年3月31日までとする。

(座長等)

第5条 委員会に座長及び座長代理を置き、座長は、委員の互選によってこれを定め、座長は座長代理を指名する。

- 2 座長は、委員会を総理する。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、その職務を代理する。

(委員会開催)

第6条 委員会は、関西広域連合広域産業振興局長が招集する。

- 2 委員会は、第1条の目的を達成するために、委員の任期中5回程度、必要に応じて開催する。
- 3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額八千円とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額は、関西広域連合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき旅費相当額の費用を弁償する。

(庶務)

第9条 委員会に関する事務は、関西広域連合広域産業振興局において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。